



Contents

P2 フォトギャラリー

P4 トピックス

- (1) 第 34 回金融審議会総会・第 22 回金融分科会合同会合の開催について
- (2) “N I S A の日” 特別セミナーについて
- (3) 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について
- (4) 平成 26 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について
- (5) 平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について
- (6) 平成 26 年度 地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）の開催について
- (7) 金融庁職員を装った電子メールにご注意ください！

P9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P12 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P13 お知らせ

フォトギャラリー



年度末金融の円滑化に関する意見交換会にて
挨拶する麻生大臣（3月2日）



年度末金融の円滑化に関する意見交換会にて
発言する越智大臣政務官（3月2日）



年度末金融の円滑化に関する意見交換会にて
挨拶する赤澤副大臣（3月2日）



第34回金融審議会総会・第22回金融分科会合同会合にて挨拶する赤澤副大臣（3月3日）



第34回金融審議会総会・第22回金融分科会合同会合にて挨拶する越智大臣政務官（3月3日）



第34回金融審議会総会・第22回金融分科会合同会合にて諮問内容を読み上げる赤澤副大臣（3月3日）

トピックス

(1) 第 34 回金融審議会総会・第 22 回金融分科会合同会合の開催について

平成 27 年 3 月 3 日に、第 34 回金融審議会総会・第 22 回金融分科会合同会合を開催し、委員の紹介、昨年の諮問事項に対する報告、金融グループを巡る制度のあり方に関する諮問が行われました。

1. 委員の紹介等について

事務局から委員・臨時委員の紹介があった後、委員の互選により、岩原紳作委員が金融審議会会長及び金融分科会会長に就任しました。

2. 昨年の諮問事項に対する報告について

昨年の金融審議会総会で行われた諮問のうち、プロ向けファンドを巡る制度のあり方について、「投資運用等に関するワーキング・グループ」の報告書が了承されました。

「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の検討状況等についても事務局より報告されました。同スタディ・グループについては、4 月を目途に中間取りまとめを行った上で、「ワーキング・グループ」に改組することが決定されました。

3. 新たな諮問について

金融グループを巡る制度のあり方に関して諮問が行われ、「ワーキング・グループ」の設置が決定されました。

【金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ】

金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から [「第 34 回金融審議会総会・第 22 回金融分科会合同会合議事次第」](#)（平成 27 年 3 月 3 日）にアクセスしてください。

(2) “NISAの日”特別セミナーについて

平成 26 年 1 月からスタートした N I S A（少額投資非課税制度）については、1 年間で口座開設件数が約 800 万件を上回るとともに、購入金額が約 3 兆円に達しており、国民の皆様から大きな関心が寄せられているところです。また、平成 27 年度税制改正大綱において、投資上限額の拡充やジュニア N I S A の創設といった方針が盛り込まれています。

金融庁及び各業界団体等においては、より多くの方々に投資の基礎知識、N I S A の仕組

みや制度改正の概要について知っていただくため、2月13日を「NISAの日」として、NISAの広報活動に積極的に取り組むこととしています。

本年は、日本経済新聞社が主催し、当庁が後援する「資産形成応援プロジェクト」の一環として開催される、「NISAの日特別セミナー」において講演を行いました。

講演では、越智内閣府大臣政務官（金融担当）より、我が国の豊富な家計金融資産を成長資金へ流入させることで経済成長を促し、その果実を国民に還流する好循環を実現することの重要性や平成27年税制改正大綱について説明を行いました。また、「NISAの目的と活用の心得」と題したパネルディスカッションに、三井総括審議官がパネリストとして参加し、我が国の投資信託販売の現状やNISAを利用する際の留意点について議論しました。

金融庁としては、NISAを通じた投資家のすそ野の拡大に向けて、引き続き、様々な広報活動等を通じて、NISAの一層の普及促進に努めていきたいと考えています。

※ NISAについては、金融庁ウェブサイトのトップページから「[NISA（少額投資非課税制度）が始まりました！](#)」にアクセスしてください。

(3) 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、金融庁は、平成27年3月2日に金融機関等の代表者を招き、「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

その際、麻生金融担当大臣から金融機関等の代表者に対して、年度末の資金需要への対応や、担保・保証に必要以上に依存しない、事業性を評価した融資への取組み等に努めるよう要請するとともに融資動向等について意見交換を行いました。

併せて、同日付で、関係金融機関団体に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について、書面で要請を行うとともに、当該要請文を公表し、要請内容の周知徹底を図りました。

<意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、全国信用保証協会連合会、住宅金融支援機構

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（要請）](#)」（平成27年3月2日）にアクセスしてください。

(4)平成 26 年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁では、平成 26 年 3 月 31 日に「[有価証券報告書レビューの実施について（平成 26 年 3 月期以降）](#)」を公表し、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

このうち、平成 26 年 3 月期の有価証券報告書に対する「法令改正関係審査」について、当該審査を踏まえた留意すべき事項を取りまとめ、平成 27 年 2 月 10 日に公表しました。

本公表は、有価証券報告書の適切性を確保するため、提出会社が同報告書を作成する際の留意点としてとりまとめて公表しているものです。

<概要>

平成 26 年 3 月 31 日を決算日とする有価証券報告書提出会社（2,782 社）のうち、退職給付制度を採用している連結財務諸表（日本基準）の作成会社（2,245 社）に、退職給付に関する記載内容についての「調査票」の提出を求め、審査を実施しました。

この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、「確定拠出制度に係る退職給付費用の額」等が記載されていない事例が確認されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報・報道」の中の「報道発表資料」から「[平成 26 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について](#)」（平成 27 年 2 月 10 日）にアクセスしてください。

なお、「法令改正関係審査」以外の平成 26 年度有価証券報告書レビューについては、現在実施中です。

(5)平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

平成 25 年度の有価証券報告書レビューのうち、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」の実施結果の概要は、以下のとおりです。

<概要>

平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,025 社）のうち、抽出した会社（324 社）に対して、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認さ

れたものの、一部の会社において、企業結合や減損損失に関する不明瞭な記載等が確認されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から、「[平成 25 年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について](#)」（平成 27 年 2 月 10 日）にアクセスしてください。

なお、平成 26 年度有価証券報告書レビューについては、現在実施中です。

(6)平成 26 年度 地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)の開催について

財務（支）局及び沖縄総合事務局においては、平成 17 年度以降、地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、地域密着型金融に関する会議（シンポジウム）を開催しています。平成 26 年度の日程は、以下のとおりです。

北海道財務局	（日程：平成 27 年 3 月 6 日	場所：札幌市）
東北財務局	（日程：平成 27 年 3 月 2 日	場所：仙台市）
関東財務局	（日程：平成 27 年 2 月 25 日	場所：東京都渋谷区）
北陸財務局	（日程：平成 27 年 3 月 26 日	場所：金沢市）
東海財務局	（日程：平成 27 年 3 月 5 日	場所：名古屋市）
近畿財務局	（日程：平成 27 年 3 月 10 日	場所：大阪市）
中国財務局	（日程：平成 27 年 3 月 5 日	場所：広島市）
四国財務局	（日程：平成 27 年 2 月 25 日	場所：高松市）
福岡財務支局	（日程：平成 27 年 3 月 13 日	場所：福岡市）
九州財務局	（日程：平成 27 年 3 月 3 日	場所：熊本市）
沖縄総合事務局	（日程：平成 27 年 3 月 10 日	場所：那覇市）

平成 26 年度のシンポジウムでは、地域経済の活性化に係る地域金融機関の課題や求められる役割をテーマとして、有識者等による基調講演及び地元企業経営者等が参加するパネルディスカッションを行いました。

シンポジウムの開催結果の概要につきましては、金融庁ウェブサイトに随時掲載する予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[平成 26 年度 地域密着型金融に関する会議\(シンポジウム\)の開催について](#)」（平成 27 年 2 月 4 日）にアクセスしてください。

(7) 金融庁職員を装った電子メールにご注意ください！

最近、金融庁職員を装った不審な電子メールの情報が寄せられています。

金融庁職員を装った心当たりのない不審な電子メールが届きましたら、開封しないようお願いいたします。

万が一、当該電子メールを開封した場合、「メール本文中の URL をクリックする」、「添付ファイルを開く」、「届いたメールに返信する」などの行為は行わないでください。

コンピュータウイルスに感染し、情報が漏えいするおそれがあります。少しでも不審に思った場合には、金融庁担当者まで問い合わせてください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[金融庁職員を装った電子メールにご注意ください！](#)」（平成 27 年 3 月 2 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
 直 通：03-3506-6627
 電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
 直 通：03-3581-9854
 F A X：03-5251-2198
 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 27 年 2 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [平成 26 年改正保険業法（2 年以内施行）に係る政府令・監督指針案の公表について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）の公表について](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の公表について](#)
- [「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）」等の公表について](#)
- [平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)
- [「保険業法施行規則第八十条及び第一百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号）の一部を改正する件（案）」の公表について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》
平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

